

主文
本件各控訴を棄却する。
理由

本件各控訴の趣意は、被告人三名につき弁護人山下俊之、同大室俊三が連名で、被告人Aにつき同被告人が提出した各控訴趣意書（たゞし被告人Aの分については（Ⅱ）以降のみ陳述）に、これに対する答弁は、東京高等検察庁検察官検事中野林之助の提出した答弁書にそれぞれ記載されたとおりであるから、これらを引用し、これに対し当裁判所は次のとおり判断する。

所論に鑑み、本件記録を調査し、当審における事実取調の結果をも併せ検討すると、原判決挙示の各証拠により、本件については次のような経過を認めることができる。

原判示の昭和五二年四月一日午後六時三十分頃国鉄B駅東口前路上において原告審相被告人Cが被告人三名を含むD同盟員七名とともに街頭宣伝や機関紙の販売活動等を行っていた際、同人の所持していた機関紙の束がEの頭部に当たったことか、右Eは約三〇メートル離れた同駅東口派出所に馳けて行き立ち番勤務中のF巡査部長に「しつこく新聞を売りつけられたのでうさいと云つたら新聞の束で頭を思いきり殴られた、すぐ捕えて下さい」と申告したので、同巡査部長は直ちにEと共々に現場付近に赴きEの指示するところに従い、Cに対し「殴られたといっているのだから聞きたいから来てくれ」と派出所まで任意同行を求めたが、同人は「関係ない」「必要ない」といつて応ぜず、却つて付近にいたD員らが「お巡り横暴だ」「通行人の皆さん、権力機関は横暴だ」などと叫び出したため、右F巡査部長は一人では到底逮捕できないと考へて派出所に戻り、本署である蒲田警察署に電話し、当直勤務中の同署公安係長G警部補に経過を説明して応援を求め、その後派出所前歩道上から引き続きCらD員の動向を見ていたところ、午後六時五十分頃G警部補がH巡査ら三名を伴つて到着し、前記F巡査部長及び派出所内のEから一、二分事情を聴取した後同人とともに前記現場付近路上に機関紙を持ち立つていたCに近付き、Eが「あの男です」と指差すところに従い、同人に「君がやつたのか」と問いかけたが、Cはこれに回答することなく、その場から小走りに横断歩道を渡り同所に駐車中のDの看板を掲げた宣伝カーの屋根上に上り、被告人Iと話した後、午後六時五五分頃、屋根から下りて宣伝カーの中に入り込んだ。そこでG警部補は、Cを暴行の準現行犯として逮捕しようと考え、宣伝カーの窓を叩きながら車から出るよう説得したが、ドアがロツクされて外から開かず、Cの出て来る気配が全くないばかりでなく、付近のD員数名全員が宣伝カーの屋根の上に上りアジ演説をはじめると至つたので、G警部補は午後七時頃蒲田警察署に応援を要請し、午後七時一〇分頃同署交通課長代理のJ警部ら一〇人が馳けつけたので、同人らに状況を報告しているうち、午後七時一二分頃Cが運転して右宣伝カーを動かそうとしたので、これを阻止するため、付近に集つていたパトカー一六、七台、蒲田署員の乗つて来た大型輸送バス、警備用車両各一台を右宣伝カーを取り囲むように配置し、パトカーや警備用車両のマイクで再三Cに自発的に車外に出るよう説得や警告を行つたものゝこれに不応する気配はなく、宣伝カーの屋根上では被告人らD員らがマイクでアジ演説を繰返し、付近には多数の群集が集つてきている状況となつたので午後七時四一分頃機動隊の派遣を要請し、午後八時一三分頃第一機動隊第一中隊員約三〇名が、午後八時一七分頃第三機動隊第一中隊約二〇名がそれぞれ到着し、その後も説得や警告を繰返したがこれに応じないため、やむなく右宣伝カーのドアをこじあけてCを逮捕することゝし、午後九時九分頃、G警部補がドア上部の窓に張られた金網を外する作業にとりかゝると、宣伝カー屋根上のD員らが旗竿でこれを妨害する行動に出る様子が窺われたので、蒲田署のK巡査、ついで第一機動隊員のL、M、Nの各巡査がそれぞれ金属製大楯をG警部補の頭上に掲げてその防護に当り、これに対し被告人O、同A、同Iがそれぞれ旗竿で突くなどして暴行を加えたが、G警部補はそのまま作業を続け、午後九時一分頃前記ドアを開け、前記Eに再度確認させたうえ、午後九時一三分頃Cを暴行の準現行犯として逮捕し、その頃被告人三名を含むD員七名をも公務執行妨害の現行犯として逮捕し、C及び被告人三名は引き続き勾留のうえ、同年五月二日右各罪により起訴されたが、昭和五三年三月二日Cにつき無罪、被告人三名につき各有罪の判決があつたことを認めることができる。

そこで、以下順次各控訴の趣意について検討する。

一、 訴訟手続の法令違反の主張について

1、 所論は、原判決が掲げる司法警察員H、同P、司法巡査Q他一名、同Rの作成したいずれも昭和五二年四月一日付各写真撮影報告書は、それらに添付され

た写真中に前記Cの暴行被疑事件発生後間もなく被疑者を確定することなく莫然と街頭宣伝活動中の被告人らD員を撮影したものや右事件から二時間以上も経過した後撮影したものを含み、証拠保全の必要性や緊急性の認められない状況での写真撮影であるから違法収集の証拠として証拠能力がないと主張する。

しかし、所論の各写真撮影報告書および原審証人H、同P、同Q、同S、同Rの各証言によれば、右Hは前記G警部補に從つて同日午後六時五十分頃B駅東口に到り直ちに同警部補の指示により暴行被疑者の乗り込んだDの宣伝カー及びその付近の撮影を開始し、右Pは蒲田署からの応援として現場に駆け付け、上司のT警部の指示により街頭宣伝活動中のD員の一人が暴行事件を起し、なお許可時間を過ぎてまでも宣伝活動を行つているとの被疑事実に関し、同日午後八時三十分頃からD員の場合について撮影を始め、右中津、阿部は前記第一機動隊第一中隊員として現場に到着した直後の午後八時一四分から、右Rは第三機動隊第三中隊員として現場に到着した直後の午後八時一八分から、前同被疑事実に関しD員の状況の撮影を開始し、前示一連の経過の状況、ことにCを暴行の準現行犯として逮捕するため警察官が宣伝カーのドアを開く作業、これに対する被告人らの暴行による妨害の様態、被告人らD員に対する逮捕状況について撮影したものであつて、右写真の撮影は、Cに対する暴行被疑事件による準現行犯逮捕及びこれに対する被告人らの公務執行妨害並びに同被疑事件による現行犯逮捕という一連の現に犯罪が行なわれ、若しくは行われた後間がないと認められる場合にその状況を捜査資料として保全し収集するため、通常の撮影方法で行われたもので何ら違法とすべき点はない（最高裁判所昭和四四年一月二四日大法廷判決刑集二三卷一六二五頁参照）から、所論は全く失当である。

2、所論は、本件において被告人らは当日午後九時一三分頃前記宣伝カーの屋根上で逮捕されパトカーに乗せられその四、五分後蒲田警察署に連行され、その後三十分位して同署内で機関紙、腕章、ヘルメット、軍手、所持品等を令状なく押収されたが、逮捕の現場でないところでの右押収は違法である、というのである。

〈要旨〉しかし、原審証人U、同V、同Wの各証言、司法警察員の作成した昭和五二年四月一六日付〈要旨〉実況見分調書によれば、被告人三名は当日午後九時一三分頃相次いで前記宣伝カー屋根上において機動隊員らに逮捕されたが、当時右宣伝カー一付近には数百名の群集が集り、駅前のごとで交通が混雑し、酔払いが騒ぎ立てる等して混乱を生ずるおそれもあつたので、被告人らを直ちにパトロールカーに乗せ、三、四分で現場から直線距離で約四〇〇米南東の蒲田署に連行し、到着後直ちに腕章、軍手、ヘルメット、ポケット内の機関紙等を押収し、その手続は逮捕後約三十分で終つたことが認められるところ、逮捕現場が群集に取り囲まれていて同所で逮捕者について着衣や所持品等を捜索押収することが、混乱を防止し、被疑者の名誉を保護するうえで適当ではないと認められる場合、当該現場から自動車で数分、距離約数百メートル程度離れた警察署等適当な場所で押収手続をとることは刑法二二〇条一項二号にいう逮捕の現場で差押する場合に当ると解すべきであるから、本件押収も右法条による適法な手続というべきであり、この点の所論も採用できない。

二、理由不備、事実誤認、法令適用の誤りの主張について

所論は、要するに、原判決は逮捕行為の着手時期を逮捕者の逮捕意思が客観的外部的に明らかになつた時と解し、本件においてこの時点を、前示のようにCの運転する宣伝カーが動き出した際、これを阻止するため大型輸送バス等を宣伝カーのまわりに配置し阻止線を張つた時（午後七時一二分頃）と認定したが、警察側は同時点以降も任意に下車するよう説得や警告を繰返し、午後九時七分頃現場指揮官である蒲田警察署副署長から実力で検挙するよう逮捕命令が出され、同九分頃G警部補が金網を外しにかゝつたのであるから、その時点を逮捕の着手時期と解すべきであり、そうとするとCに対する逮捕は、Cが罪を行つたとされる時から既に二時間半以上も経過しているうえ、犯人として追呼されていたものでもないから、準現行犯逮捕の要件を備えない違法のものであり、さらに、右逮捕は、Cの犯罪の嫌疑が原審で無罪となつたように、もともと明白なものでないのに二時間余も目撃者からの聞き込み等客観的な資料を収集する努力を尽さないまゝなされたもので重大な過失があり、いずれにしても適法な公務の執行とは認められないのに、原判決が、逮捕行為の着手があつた後、それが適法に継続していたことについて理由を付すことなく、被告人らにおいて右逮捕行為を妨害した旨の各公務執行妨害の事実を認定したのは、理由不備、事実誤認ないし法令適用の誤りを犯したものである、というのである。

れ、G警部補がスパナで金網を外す作業に取りかゝるまでに約二時間を経過して
いることは所論のとおりであるが、その原因は、前示のとおり、Cが度重る説得に
もかゝらず宣伝力一内に閉じこもり、同車屋根上ではD員がアジ演説をし、群集
も数百名となり、実力で逮捕するにも機動隊の応援を得て配置を完了する必要もあ
つたため、このように逮捕に応じない被疑者について二時間程度逮捕のために行
動を継続したことはもとより許容されることであり、その間の時間の経過によつて
準現行犯逮捕の時間的接近性その他の要件が消滅するとすべき理由はない。

以上の諸点に照すとG警部補のCに対する準現行犯逮捕は適法な職務行為であ
り、これを援護する四名の警察官の職務行為を含む公務執行行為に対する被告人ら
三名の旗竿で突く等の妨害の事実を認定しこれを違法とした原判決には何らの理由
不備、事実誤認ないし法令の解釈適用の誤りも存しない。論旨は理由がない。

三、不法に公訴を受理した違法があるとの主張について
所論は要するに、本件は不当な予断、偏見に基づき、Dを弾圧するため、Cに対
する違法な逮捕に名を籍りこれを妨害したとして機動隊まで要請し、事前の警告も
出さずことなく、本件現場のD員全員を逮捕し、本来起訴価値のない、軽微な事案であ
るのに被告人三名に対し公訴を提起したもので、このことは(一)前示の違法な写
真撮影による証拠収集、(二)宣伝力一内にいた無関係のXの不法逮捕、(三)前
示違法な押収手続の施行等によつても明らかであり、本件公訴の提起は、検察官の
裁量権の濫用にわたり、棄却すべきであり、原判決には不法に公訴を受理した違法
がある、というのである。

しかし、前示したとおり、本件は国鉄B駅東口構内付近でDの宣伝活動をしてい
たCから頭を新聞紙の束で叩かれたと訴えを受けた東口派出所警察官か
事情聴取のための任意同行を求められたのを拒否しその後一切事情聴取に
宣伝力一の中に逃げ込み、しかも付近のD員が警察の横暴をなすに及ば
ず、その後の説得、警告にもかゝらず、同人らがその反抗的態度を変えな
かばかりでなく、駅前でも群集も数百名になるつたことかから、警察官を
を準現行犯で逮捕し、かつこれを妨害するD員を現行犯逮捕した事案で、
前記のとおり右各逮捕は適法であるのみならず、その経緯に照しても警察
がD員に特段の予断を持ち、ことさら同人らを刺激しあるいはCらの逮捕
を口実にして弾圧を凶つた等の事情は全く認められず、繰返し説得がな
されられていた事情に徴しても被告人らの警察官の宣伝力一のドア一開
披作業に対する妨害が違法な公務執行妨害に当ることには前示のとおり
であり、(二)のXについての事実も同人が他のD員と略同時に蒲田署に
赴いたことは認められるが、同人の原審証言及びHの作成した写真撮影
報告書添付写真(とくにNo. 41)によつても、同人は任意同行に
応じたもので逮捕手続はとられていながつたことが明らかであり、右諸
点はいずれも違法の前提を欠き、以上の諸事実に加え、被告人らの本
件各公務執行妨害の所為は、数百人の群集の前で、適法にCに対する
逮捕行為を行う警察官に対し、公然とこれに反抗しその職務執行行為
を妨害したものであることを考慮すると、違法性は決して軽視すること
を許されないものがあり、これを軽微で起訴価値がないとする所論は失
当であり、本件公訴が濫用にわたり棄却されるべきであるとの所論は全
く理由がない。

よつて刑法三九六条により本件各控訴を棄却することとし、主文のとおり判決
する。

(裁判長裁判官 小松正富 裁判官 千葉和郎 裁判官 鈴木勝利)